

告 示

埼玉県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
神川町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出
があった。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	山崎 正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一